



発行：中須賀町地区まちづくり協議会
事務局：高知市都市建設部市街地整備課

第39回中須賀町地区まちづくり協議会を開催しました

平素は、当協議会の活動にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、令和8年4月19日（日）に第39回中須賀町地区まちづくり協議会を開催し、33人の方にご参加いただきました。協議会では、高知市から今後のスケジュール等について説明が行われました。

澤村会長挨拶

おはようございます。事業は順次進んでおり、取り壊しが残っているブロックはあと2つとなりました。2月から8ブロックの査定も始まっており、事務局の迅速な対応により予定より早めに進んでいる印象です。コミュニティ住宅の入居についても、以前より緩やかな条件になっておりますので、移転先として検討される方はぜひ事務局へご相談ください。

また、個人の資産や補償額については、ご近所同士で話が出ることもあるかと思いますが、家ごとの材質や条件で金額は異なります。思い込みで判断せず、必ず事務局へ直接確認するようにしてください。



R8.4.19（日）まちづくり協議会の様子

協議会当日の質疑・回答（一部抜粋）

質問 建物の解体期限について、何をもって取り壊しの完了となるのでしょうか。解体後に市役所の方に確認をしていただくことになるのでしょうか。

回答 解体業者から市街地整備課へ解体完了の連絡をいただいた後、すぐに市の職員が現地を確認させていただきます。立ち会いは解体業者と市街地整備課の方で済ませ、現地の写真を撮影した時点で解体完了となります。その写真撮影の日が、移転完了日となります。

質問 下水道と浄化槽の違いは何ですか。なぜ浄化槽ではなく下水道にしなければならないのですか。

回答 浄化槽がいけないというわけではないのですが、浄化槽も単独浄化槽、合併浄化槽と2つあります。単独浄化槽というのは、トイレの排水だけ浄化して側溝に流しています。その場合は台所とかお風呂の排水はそのまま側溝のほうに流れています。合併浄化槽というのは、排水自体が処理され、側溝に流れるようになっています。下水道が整備されますと、その全ての排水が下水道管を通り、処理場に集められ、そこで処理された後に放流されるようになります。ですので、お家の周りの側溝には、排水がされなくなるので、清掃の頻度が少なくなったり環境が良くなったりします。



お問い合わせ

中須賀町地区まちづくり協議会事務局

○高知市都市建設部市街地整備課

高知市中須賀町 265 番地 6

TEL : 088-823-9377

FAX : 088-823-9028

E-mail : kc-170800@city.kochi.lg.jp

